

葛巻町水道料金支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている町民及び事業者等に対して水道に係る維持管理費等の負担軽減を図り、生活安定に資することを目的とする水道料金支援金（以下「支援金」という。）の給付に関し必要な事項を定めることを目的とし、予算の範囲内で交付するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 水道施設 葛巻町上下水道事業の設置等に関する条例（平成28年葛巻町条例第10号）第2条第2項に掲げる給水区域に給水する施設をいう。
- (2) 自家水道施設 前号で規定する水道施設以外の施設であって個人又は共同で設置した飲用を目的とした一般家庭用のものをいう。

(給付対象者)

第3条 支援金の給付対象者は、次の各号に掲げる者とする。ただし、国、県、町及び町有施設指定管理者が使用契約者である水道施設は対象としない。

- (1) 一般給付対象者 令和8年1月分の水道施設の使用契約者
- (2) 特別給付対象者 令和8年1月1日現在において、町内に住所を有する自家水道施設を使用する世帯及び水道施設の使用契約を締結している集合住宅に居住している世帯

(給付の額)

第4条 支援金の給付額は、次のとおりとする。

- (1) 一般給付対象者 別表1に定める額
- (2) 特別給付対象者 1世帯あたり11,500円

(一般給付対象者に対する給付の申込み等)

第5条 町は、一般給付対象者に対し、支援金の給付の事務を行う。

- 2 一般給付対象者は、前項の通知を受けた際、水道料金支援金給付拒否届出書（様式第1号）により給付の拒否を届け出ることができる。
- 3 町長は、別に定める期日（以下「届出期日」という。）までに前項の届出がないときは、速やかに給付を決定し、一般給付対象者に対し、支援金を給付する。

(一般給付対象者に対する給付の方式)

第6条 一般給付対象者に対する給付は、町が把握する水道施設の使用料金支払時における指定口座に振り込む方式により行う。ただし、届出期日までに水道料金支援金給付口座登録等の届出書（様式第2号）により支援金を振り込む口座の指定を届け出た場合は、当該口座に振り込む方式により行う。

- 2 前項の規定による口座に振り込む方式が困難であると町長が認めたときは、現金で給付する方式により行うことができる。
- 3 支援金の給付口座の名義人が支援金の給付が行われるまでの間に死亡した場合について、支援金は死亡当時その者と生計を同じくしていた世帯員、その他町長が別に定める方法により適当と認められる者に対して給付する。

(特別給付対象者に係る申請及び給付の方式)

第7条 特別給付対象者は水道料金支援金申請書（様式第3号）を町の窓口へ提出し、支援金の申請を行うものとする。

- 2 町長は前項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、給付を決定し、当該特別給付対象者に対し支援金を給付する。
- 3 町による給付は、特別給付対象者から通知された金融機関の口座に振り込む方式により行う。ただし、口座に振り込む方式が困難であると町長が認めたときは、町が当該窓口で現金を給付する方式により行う。
- 4 町長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は掲示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

(特別給付対象者に係る申請受付開始日及び申請期限等)

第8条 特別給付対象者に対して給付する支援金に係る町の申請受付開始日は、町長が別に定める日とする。

- 2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和8年3月31日とする。

(代理による申請)

第9条 代理による第7条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者、その他町長が別に定める要件を満たす者とする。

(支援金の給付等に関する周知)

第10条 町長は、支援金の給付事業の実施に当たり、給付対象者等の事業の概要について、広報その他の方法により住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 町長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、申請を要する特別給付対象者から第8条第2項に規定する申請期限までに申請が行われなかった場合、当該特別給付対象者が支援金の給付を受けることを辞退したものとみなす。

2 町長が第5条第3項の規定による給付決定を行った後、町が把握する水道施設の使用料金支払時における指定口座に支援金として給付を行う手続きを行ったにもかかわらず、口座解約・変更等により令和8年4月30日までに指定口座への振込ができない場合は、同項の規定による給付決定を取り消すものとする。

3 町長が第7条第2項の規定による給付決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、町が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他特別給付対象者の責に帰すべき事由により給付できなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 支援金の給付を受けた給付対象者が、支援金の給付を受けた後に給付対象者の要件に該当しなくなった場合又は偽りその他不正の手段により支援金の給付を受けた場合は、既に給付を行った支援金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 支援金の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、支援金の給付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。

別表1（第4条関係）

項目	用途	給付額	
水道施設の使用契約者	家庭用	一契約につき	11,500円
	業務用	一契約につき	24,500円
	工業用	一契約につき	65,500円